



2024年11月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 太 陽 工 機
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 剛
(コード番号：6164 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 財 務 部 長 高 津 敦
(TEL 0258-42-8808)

(変更) 「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2022年5月12日に公表しました「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、太陽工機従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関して、本持株会との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、2022年5月12日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所は_____で示しております。

(変更前)

(前略)

3. 本割当契約の概要

(2) 組織再編等における取扱い

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

(後略)

(変更後)

(前略)

(2) 組織再編等における取扱い

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

また、本譲渡制限期間中に、当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行っている場合（その後、本持株会による申出の以前に、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の意見を変更した場合を除く。）であって、本持株会から当社に対して本公開買付けに応募するために譲渡制限を解除するよう書面により申出があった場合、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、本譲渡制限の解除を行う旨及び本譲渡制限の解除を行う本株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、持株会規約の定めに従い、当該条件を充足した従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち本譲渡制限が解除された本株式に応じた部分について、当該条件を充足した従業員の通常持分に振り替えるものとする。なお、本公開買付けが不成立となった場合には、譲渡制限の解除は遡って効力を失い、本持株会が返還を受けた本株式については、再び本譲渡制限の対象となるものとし、振り替えた通常持分を再び譲渡制限付株式持分に振り替えるものとする。

(後略)

以 上